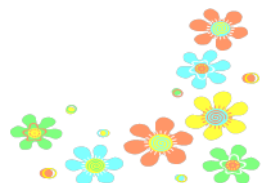


令和9年度 入園のご案内



〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地

我孫子市 子ども部 保育課 入園・認定係

電話 04-7185-1490(直通)



入園案内ダウンロード

【目次】

1. 我孫子市内の教育・保育施設等について	1
2. 認定について	2
3. 保育を必要とする事由と認定期間・保育の必要量	3
4. 入園日について	4
5. 産前産後休暇・育児休業を取得している方	4
6. 妊娠・出産の事由で入園申込みする方	4
7. 入園保留通知について	4
8. 幼稚園の入園について	5
9. 認定こども園の入園（認定）について	6
10-1. 令和9年4月保育園等入園の申込み	7～8
10-2. 令和9年4月保育園等入園の流れ	9
10-3. 令和9年4月保育園等入園に関する注意事項	10
10-4. 令和9年5月以降の保育園等入園の申込み	11～12
10-5. 令和9年5月以降の保育園等入園の流れ	13
11. 小規模保育事業所の入園について	14
12. 預かり保育について（施設等利用給付 新 2・3 号認定）	14
13. 認可外保育施設の利用について	15
14. 2・3号認定の入園（新規）申込みに必要な書類について	16～17
15. 1号認定に必要な書類について	18
16. 新1・2・3号認定に必要な書類について	18
17. 配慮を必要とするお子さんへの対応について（公立保育園）	19
18. 保育認定の取消し、利用解除について	20
19. 利用者負担額（保育料）について	20～21
20. 副食費について	22
21. 我孫子市保育園等一覧	23
22. 保育園等の空き状況・必要書類記入例	24
23. 入園、認定についての Q&A	24～29

1.我孫子市内の教育・保育施設等について

施設の特徴は、以下のとおりです。公立保育園3園以外は私立の施設です。

施設をご利用いただくには、お住まいの市区町村から認定を受ける必要があります。認定については、次の「2.認定について」をご覧ください。施設により入園・認定の申請方法が異なりますので、詳細は該当のページをご確認ください。

異なる施設を利用するために、「子どものための教育・保育給付認定」と「施設等利用給付認定」を同時に受けることはできません。

市外の施設の利用を希望する場合は、我孫子市保育課にお問い合わせください。

○幼稚園(P.5)

満3歳からの入園が可能で、教育を行う施設です。

認定：子どものための教育・保育給付認定(1号)、施設等利用給付認定(新1・2・3号)

○認可外保育施設(P.15)

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等があり、市区町村から確認を受けた施設を利用する場合、幼児教育保育の無償化の対象になります。

認定：施設等利用給付認定(新2・3号)

○幼稚園型認定こども園(P.6)

幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設で、満3歳から入園が可能です。教育又は保育の希望により申請方法が異なります。

認定：子どものための教育・保育給付認定(1・2号)

○幼保連携型認定こども園(P.6)

幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設で、教育を希望する場合は満3歳から、保育を希望する場合は0歳児から入園が可能です。教育又は保育の希望により申請方法が異なります。

認定：子どものための教育・保育給付認定(1・2・3号)

○保育園(P.7、P.11)

仕事や病気などの理由により、保護者になっても保育を行う施設です。

認定：子どものための教育・保育給付認定(2・3号)

○小規模保育事業所(P.14)

保育園と同様に保育を行う施設で、在籍は2歳児までです。卒園後は、基本的に連携施設に進級します。

認定：子どものための教育・保育給付認定(3号)

2.認定について

認定は、教育又は保育の希望と年齢によって以下に分かれます。

- ① 子どものための教育・保育給付認定
- ② 子育てのための施設等利用給付認定

① 子どものための教育・保育給付認定

【認定区分・保育の必要量・市内の対象施設】

年齢	世帯の状況	認定 ※	必要量	我孫子市内の対象施設
0歳～ 満3歳未満	保育を希望	3号	保育短時間又は保育 標準時間	保育園、小規模保育事業所、幼保連 携型認定こども園
満3歳～ 小学校就学前	保育を希望	2号	保育短時間又は保育 標準時間	保育園、小規模保育事業所（2歳児 のみ）、幼保連携又は幼稚園型認定 こども園
	教育を希望	1号	教育標準時間	幼保連携又は幼稚園型認定こども 園、幼稚園（めばえ）

※ 以下、子どものための教育・保育給付1号、2号、3号認定を、それぞれ1号、2号、3号認定
といいます。

【保育必要量】

教育・保育の希望により、量（時間）を認定します。

認定	利用できる時間
教育標準時間	4～5時間を標準時間として、各園が定めます。
保育短時間認定	8:30～16:30のうち最長8時間 ※園により異なる場合があります。
保育標準時間認定	上記の時間を超えて最長11時間

・教育時間の前後に預かり保育事業を実施している園があります。教育・保育給付1号認定の方で、保育を必
要とする方は、併せて、下記②の施設等利用給付新2号又は新3号を申請してください。

・保育標準時間を超えて施設の利用を希望する場合は、施設で延長保育の申請をしてください。

・必要量は最大利用可能時間となります。認定の必要量以上の利用があった場合、別途料金がかかることが
あります。

・保育短時間、標準時間のどちらの認定を受けた場合であっても、保護者が実際に必要とする時間の利用とな
ります。

② 子育てのための施設等利用給付認定

【認定区分・保育の必要量・市内の対象施設】

年齢	世帯の状況	認定 ※	我孫子市内の対象施設
0歳児～2歳児	保育を希望する 非課税世帯	3号	・ 幼稚園（二階堂、布佐台） ・ 幼稚園の預かり保育（めばえ）
3歳児～5歳児	保育を希望	2号	・ 認定こども園の預かり保育事業実施園 ・ 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保 育事業、ファミリーサポートセンター事業等
満3歳～5歳児	教育を希望	1号	幼稚園（二階堂、布佐台）

※ 以下、子育てのための施設等利用給付1号、2号、3号認定を、それぞれ新1号、新2号、新3号
認定といいます。

3. 保育を必要とする事由と認定期間・保育の必要量

事由	要件	認定期間	保育の量
就労 ※1	月64時間以上の就労をしていること(休憩時間は含まない)	就労証明書の記載どおり就労を継続している期間	就労時間と通勤時間により認定
妊娠・出産 ※2	産前産後(妊娠・出産)期間であること	出産月の2か月前(双子以上の場合は、4か月前)の月の月初から出産後2か月目を迎えた月末まで ※上記期間内に入園した場合、認定期間終了後、他の保育を必要とする事由が発生した場合であっても、退園になります。	保育標準時間 ※申請により短時間認定も可
疾病・障害	保護者の病気や怪我、または精神や身体に障害があること	療養が必要な期間	保育短時間
介護・看護	同居の親族の介護や看護に常時あたっていること	介護等が必要な期間	介護・看護を要する時間により認定
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっていること	災害復旧に従事している期間	保育標準時間
就学	保護者が就学または職業訓練(月64時間以上)を受けていること(休憩時間は含まない) ※3	卒業又は修了予定まで	授業時間等に応じて認定
求職活動	求職活動(起業準備を含む)を行っていること(新規入園は私立の施設のみ可) ※4	1か月間(起業準備・リストラ・倒産の場合、最長3か月間)の月末まで	保育短時間
育児休業	就労の認定で施設を利用していた方が、産前産後休暇取得後に新たに育児休業を取得し、休業前の勤務先に復職する場合のみ可	育児休業に係る子が満3歳になる前日までの育児休業取得期間 ※育児休業中の新規入園は不可	保育短時間

認定期間中でも申請書類の偽りが判明した時や、認定基準を満たさなくなった場合は、認定取消しとなります。

認定事由や家庭の状況に変更があった場合は、申請が必要です。

※1 派遣での就労の方で派遣先が決まっていない場合は、“求職活動”と同様の利用基準点数になります(私立園のみ申込み可)。

※2 出産月を挟む前後2か月(多胎児の場合は前4か月)の間に申込みする場合、他の認定事由があっても「妊娠・出産」での申込みになります。

※3 学校教育法第1条に規定する学校、同法124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、その他これらに準ずる教育施設。

※4 公立保育園は、特別な支援が必要な子どもの円滑な受け入れを担っているため、求職活動による入園は私立の施設のみ可としています。

※5 新2・3号認定では保育の量の認定は行いません。

4.入園日について

2号・3号認定の場合、原則毎月1日が入園日になります。入園日時点で希望する施設の入園月齢に達している場合は申込みできます。なお、産後休暇取得後、生後57日目に入園を希望される場合のみ、生後57日目が入園日となります。

また、利用開始後、慣らし保育がありますので、ご対応くださるようお願いいたします。

1号認定及び新1・2・3号認定の場合は、随時入園（施設の利用開始）が可能です。

5.産前産後休暇・育児休業を取得している方

① 保育認定の入園について

産前産後休暇、育児休業からの復職予定で申込みする場合、復職後2週間以内に復職証明書を提出してください。提出がない場合は退園となる場合があります。

育児休業からの復職予定で申込みをされて入園翌月1日までに復職しない場合、また、産後休暇からの復職予定で、産後57日目の復職日が入園月でなかった場合や、育児休業中、産後休暇中の職場に復職しない場合等、申込み時と状況が変わった場合は入園取消しや退園となります。

また、入園後に認定変更をする場合で、復職後に1か月以上の勤務実績が確認できない場合は、利用調整の公平性の観点から退園になる場合があります。

② 利用調整について

利用調整の調整加点については、育児・介護休業法に基づき復職する方のみ対象です。また、産後休暇からの復職の場合は、産前産後休暇取得後、お子さんの生後57日目に復職される方（雇用される労働者に限る）のみ加点対象です。なお、派遣社員の方は、派遣先が確定している方のみ加点対象です。

③ 育児休業中の継続在園について

保育園等の在園中に弟妹の出産により保護者が育児休業を取得し、休業前の勤務先に復職する場合に限り「保育短時間」での継続在園が可能です（育児休業中に転職する場合は、継続在園の対象にはなりません）。

6.妊娠・出産について

出産月の2か月前（双子以上の場合は、4か月前）の月の月初から出産後2か月目を迎えた月末までの間に申込みする場合、他の認定事由があっても「妊娠・出産」での申込みになり、認定期間終了後に退園になります。（P.3「3.保育を必要とする事由と認定期間・保育の必要量」参照）。他の認定事由が発生した場合は、改めて入園の申込みが必要です。

ただし、在園中かつ産前に就労の実績が1か月以上あり、産後休業後に育児休業を取得する場合は、育児休業中の施設の継続利用が可能です。

7.入園保留通知について

保育園等の入園を希望したが定員超過などの理由で入園できない場合など、やむを得ず育児休業を延長する場合も通常の入園申込みと同じ手続きが必要です。P.16～17「14.2・3号認定の入園（新規）に必要な書類」①②⑤を我孫子市保育課に提出してください（認定こども園や小規模保育事業所を希望し、定員超過のために入園できず、市からの保留通知が必要な場合は、保育園の申込みと同様に、我孫子市保育課に必要書類をご提出ください）。通常の入園申込みと同様、入園希望前月15日（土日祝の場合は前平日）が締切です。25日頃、保留通知を発送します。申込書等の写しが必要な場合は、事前にご自身で写しを取り、保管してください。我孫子市で複写サービスは行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

8.幼稚園の入園について

入園は、園に直接申請してください。

我孫子市内の幼稚園は以下の2種類です。施設によって申請書類が異なります。

区分	幼稚園	認定	申請書類
施設型給付を受ける幼稚園	めばえ	1号	P.18「15.1号認定に必要な書類について」、「16.新1・2・3号認定に必要な書類について」参照
施設等利用給付を受ける幼稚園	二階堂 布佐台	新1号 新2号・新3号	

【入園料、保育料について】

・施設型給付を受ける幼稚園（めばえ幼稚園）

利用者負担額（保育料）は無料です。利用者負担額以外の通園送迎費・行事費等は保護者負担です。

※ 預かり保育（教育時間後の保育）利用を希望される方のうち、保護者が保育園入園と同等の要件（P.3）を満たす場合は、1号認定とは別に新2・3号認定を受けることにより預かり保育料が上限の範囲内で無償になります。

新2・3号認定を希望される場合は、P.14「12.預かり保育について（施設等利用給付 新2・3号認定）」、P.18「16.新1・2・3号認定に必要な書類について」をご確認ください。

・新1・2・3号認定で幼稚園を利用する場合（二階堂幼稚園、布佐台幼稚園）

保育料の無償化は月額28,000円が上限になります。入園料は入園年度の入園料を在籍月数で割り、月額を算出します。保育料と併せて28,000円を超える額は、保護者負担になります。

【手続きの流れについて】

幼稚園の手続きは、以下のような流れで行います。（幼稚園によって、異なる場合があります。）

（1）入園を希望する幼稚園へ入園願書を提出します。入園願書は幼稚園でお受け取りください。



（2）幼稚園で入園面接等を行い、入園が内定します。



（3）認定申請を行います。必要書類を定められた期日までに**幼稚園**に提出してください。
認定申請手続きはお住まいの市町村ごとに異なりますので、ご注意ください。



（4）提出された申請書類が市に届きましたら、市が審査・認定を行います。
認定後、市より保護者あてに「施設等利用給付認定通知書」「子どものための教育・保育給付認定証」を送付します。



（5）幼稚園の利用を開始します。預かり保育を利用する方は、事前に利用方法を幼稚園にご確認ください。

9.認定こども園の入園（認定）について

施設と教育、保育の希望により申請方法や書類が異なります。以下をご確認ください。

希望	こども園 施設区分	申請月	申請方法	申請書類
教育	幼稚園型	通年	園に申請	P.18「15.1号認定に必要な書類について」、「16.新1・2・3号認定に必要な書類について」参照
	幼保連携型			
保育	幼稚園型	通年	園に申請（前月15日までに保育課に書類必着）	P.16～17「14.2・3号認定の入園（新規）申込みに必要な書類について」参照
	幼保連携型	4月	P.7～8「10-1.令和9年4月保育園等入園の申込み」参照	
		5月以降	P.11「10-4.令和9年5月以降の保育園等入園の申込み」参照	

預かり保育を利用し、新2号、新3号の認定を希望される場合はP.14「12.預かり保育について（施設等利用給付 新2・3号認定）」、P.18「16.新1・2・3号認定に必要な書類について」をご確認ください。

【利用料について】

利用者負担額（保育料）は原則無償です。※

利用者負担額以外の通園送迎費、給食費、行事費等は保護者負担です。

※ 令和9年4月2日以降に3歳になるお子さん（満3歳児）で2号認定（非課税世帯は除く）の方は、保育認定の保育料月額表に基づいた利用者負担額がかかります。（3歳になった翌4月1日からが無償となります。）

【手続きの流れについて】

認定こども園（幼稚園型）の手続きは、以下のような流れで行います。（幼稚園によって、異なる場合があります。）幼保連携型認定こども園については、次ページ以降を参照ください。

（1）入園を希望する園へ入園願書を提出します。入園願書は園よりお受け取りください。



（2）園で入園面接等を行い、入園が内定します。



（3）子どものための教育・保育給付認定の申請を行います。定められた期日までに申請書類を認定こども園に提出してください。

※認定申請手続きはお住まいの市区町村ごとに異なりますので、詳細はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

※ 2号認定を希望する場合、入園前月15日（土・日・祝日の場合は前平日）までに園を通して保育課への提出が必要です。



（4）提出された認定申請書類が市に届きましたら、市が認定審査・認定決定を行います。

認定決定後、市より保護者あてに「支給認定証」等を送付します。



（5）園の利用を開始します。1号認定で預かり保育を利用される方は、事前に利用方法や料金等を園にご確認ください。

10-1.令和9年4月保育園等入園の申込み

入園希望月		受付期間	
		私立(2・3号認定)	公立
4月 (保育園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所)	1次	11月2日(月)～11月13日(金)	1月4日(月)～2月5日(金)
	2次	1月4日(月)～1月15日(金)	

① 公立保育園をご希望の方

P.16～17「14.2・3号認定の入園(新規)に必要な書類」を我孫子市保育課に持参してください。なお、児童の状況によって他の書類が必要になる場合もあります。

【受付期間】

令和9年1月4日(月)～令和9年2月5日(金)(土日祝を除く)

※ 申込み時に必ず面接の予約をしてください。(面接日:令和9年2月12日(金))

※ 予備日:2月17日(水)体調不良で面接ができなかった人のみ対象。

面接時は、母子健康手帳を持参してください。

② 私立保育園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所をご希望の方

P.16～17「14.2・3号認定の入園(新規)に必要な書類」のうち⑨、⑩以外を第1次申込みは第1希望園に、第2次申込みは保育課に持参してください。

【受付期間】

○第1次申込み

令和8年11月2日(月)～令和8年11月13日(金)(土日祝を除く)

※ 第1次申込みで内定した場合、当該内定園への入園になります。当該内定園をキャンセルして他の希望園を申込みすることはできません。(幼保連携型認定こども園へ1号認定での入園申込みを含む。)

○第2次申込み

令和9年1月4日(月)～令和9年1月15日(金)(土日祝を除く)

※ 第1次申込みで利用調整できなかった方及び第1次申込み期間に申込みをしていない方が対象です。なお、第1次申込みで利用調整できなかった方を優先して利用調整します。

※ 第2次申込みで内定した場合、当該内定園への入園になります。当該内定園をキャンセルして他の希望園を申込みすることはできません。(幼保連携型認定こども園へ1号認定での入園申込みを含む。)

○申込み受付期間後

令和9年1月18日(月)～令和9年3月19日(金)(土日祝を除く)

※ 定員の空き状況により、第1次・2次申込みで利用調整できなかった方又は転入等の新規申込みの方に限り、随時申込みを受付けます。各園にお問合せください。

③ 市外の保育園、認定こども園(保育認定での入園)、小規模保育事業所等

園所在地の市区町村によって異なります。園所在地の市区町村にお問合せのうえ、我孫子市保育課にご連絡ください。なお、我孫子市外に転出予定の場合は、転出先自治体へ直接申込みください。

※ 書類が持参できない場合、郵送でも受付けます。

表面に「保育園入園申込み書在中」と記載のうえ、必要書類一式を下記送付先まで送付してください。

必要書類の受渡しを確実にを行うため、必ず簡易書留等の追跡可能な発送方法をご利用ください。申込み期間の締切日必着になります。締切日後の書類については審査いたしません。

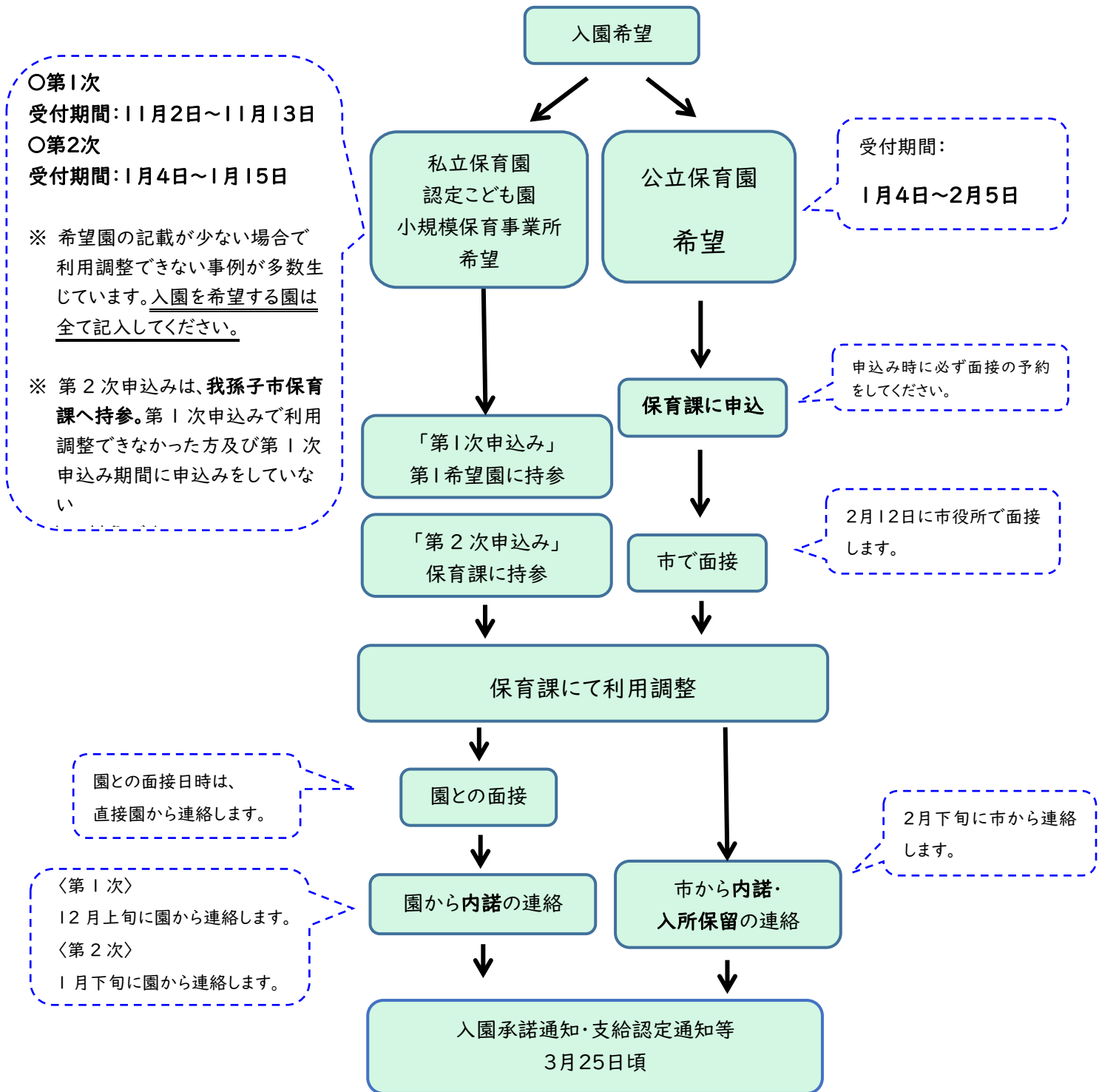
【申込み期間及び発送方法についての注意】

送料は申請者にご負担ください。着払いや料金不足での送付物は受け取れませんのでご了承ください。
受付期間に必要な書類がすべて整わない場合や、簡易書留等の追跡可能な発送方法を利用しない場合は、
利用調整できないことがあります。ご了承のうえ、郵送による申込みをご利用ください。

また、書類が紛失された場合、我孫子市では責任を負いかねますのでご承知おきください。

送付先：〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地 我孫子市子ども部保育課 入園・認定係 宛

10-2.令和9年4月保育園等入園の流れ



【公立保育園ご希望の方の面接について】

- ・我孫子市役所(会場は面接予約時にご確認ください)にて行います。
- ・面接時間は30分前後です。(事務職+看護職等保育園職員による面接)
- ・入園するお子さんも同伴してください。
- ・保護者の方は父または母、いずれかが来庁いただければ結構です。
- ・面接記録表、保育園生活説明書を我孫子市ホームページからダウンロードし、ご記入いただいた書類と、母子健康手帳を面接時に持参してください。
- ・面接を申込みいただく際に、お子さんの健康状況・発達状況を確認いたします(状況によっては追加の書類が必要な場合があります)。

10-3.令和9年4月保育園等入園に関する注意事項

① 入園申込書について

申込書に記載の施設以外の利用調整は行いません。複数園希望がある場合は、第2希望以降についてもご記入ください。

※ 入園申込み前に、希望園を見学等に行ったうえで申込みをしてください。

② 4月入園に合わせて産後休暇・育児休業から職場復帰する場合の利用調整の加点について

※ 育児休業から復帰の方のうち、次の(1)～(3)すべてに該当する場合は加点します。

※ 育児・介護休業法に基づき復職する方(派遣先未確定者除く)に限る。

(1) 令和9年4月1日から令和9年5月1日までに育児休業から復職する

(2) 書類チェック表⑫の「はい」にチェックがある

(3) 就労証明書に育児休業又は産後休暇の期間が記載されている

※ 産後休暇から復帰の方のうち、次の(4)～(7)すべてに該当する場合は加点します。(使用される労働者に限る。)

(4) 産後休暇後、お子さんの生後57日目に復職する

(5) 生後57日目が令和9年4月中である

(6) 書類チェック表⑬の「はい」にチェックがある

(7) 就労証明書に産後休暇の期間が記載されている

③ 公立保育園と私立保育園等(幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所含む)の併願について

公立保育園と私立保育園等は同じ申込み書に混在して記載できません。それぞれ別の申込書に記載してください。

※ 私立保育園等の申込書に公立保育園が記載されている場合は、公立保育園を削除して利用調整を行います。

※ 私立保育園等の内諾が優先されますので、私立保育園等の内諾を得た場合はその園に入園決定いたします。

※ 第1希望が公立保育園で、利用調整の結果(3月上旬)、公立保育園に入園決定できなかった場合は、その時点で空きのある私立保育園等をご検討ください。

④ 世帯の所得の確認について

利用調整では、世帯の所得を確認する場合があります。我孫子市に住民登録があり、課税証明書の提出が必要ない方であっても「未申告」の状況だった場合は、利用調整で不利になる可能性があります。

利用調整基準表



10-4.令和9年5月以降の保育園等入園の申込み

① 公立保育園

※ 面接日については、「公立保育園入園面接日程表」をご確認ください。入園前月に面接を受けて、翌月1日入園となります。保育課に連絡し、事前に面接の予約を取ってください。

面接の際、申込みに必要な書類と母子健康手帳を持参してください。児童の状況によって他の書類が必要になる場合もあります。

※ 申込み締切は、入園希望月の前月面接最終日までです。

※ 16・17ページの【申込みに必要な書類】の「⑤保育を必要とする状況を証明する書類」が、面接日まで提出されない場合は、入園希望月の翌月以降の入園となります。

【公立保育園入園面接日程表】

入園月	面接日	
5月	令和9年4月5日(月)	令和9年4月9日(金)
6月	令和9年5月7日(金)	令和9年5月10日(月)
7月	令和9年6月4日(金)	令和9年6月7日(月)
8月	令和9年7月2日(金)	令和9年7月5日(月)
9月	令和9年8月2日(月)	令和9年8月6日(金)
10月	令和9年9月3日(金)	令和9年9月6日(月)
11月	令和9年10月1日(金)	令和9年10月4日(月)
12月	令和9年11月1日(月)	令和9年11月5日(金)
1月	令和9年12月3日(金)	令和9年12月6日(月)
2月	令和10年1月7日(金)	令和10年1月11日(火)
3月	令和10年2月4日(金)	令和10年2月7日(月)

② 私立保育園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所

【令和9年度入園申込スケジュール】

5月	3月23日(火)～4月15日(木)
6月	4月16日(金)～5月14日(金)
7月	5月17日(月)～6月15日(火)
8月	6月16日(水)～7月15日(木)
9月	7月16日(金)～8月13日(金)
10月	8月16日(月)～9月15日(水)
11月	9月16日(木)～10月15日(金)
12月	10月18日(月)～11月15日(月)
1月	11月16日(火)～12月15日(水)
2月	12月16日(木)～1月14日(金)
3月	1月17日(月)～2月15日(火)

※ 我孫子市ホームページ等の空き状況を参考にいただき、ご希望の保育園等に直接申込みをしてください。保育課での面接はありません。

【私立保育園】

※ 保育課への提出は入園希望月の前々月16日から前月15日までです(土日祝の場合は前平日)。

(1) ご希望の保育園に直接申込みをしてください。

(2) その後、保育園で面接し、内諾が出ましたら、P.16～17「14.2・3号認定の入園(新規)に必要な書類」を入園希望月の前月15日(土日祝の場合は前平日)までに保育課に提出してください。

※ 保育課に提出する前に必ず園での面接を済ませ、内諾を得てください(園によって申込み締切日が異なるため、園にご確認ください)。

【幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所】

(1) ご希望の施設に直接申込みをしてください。

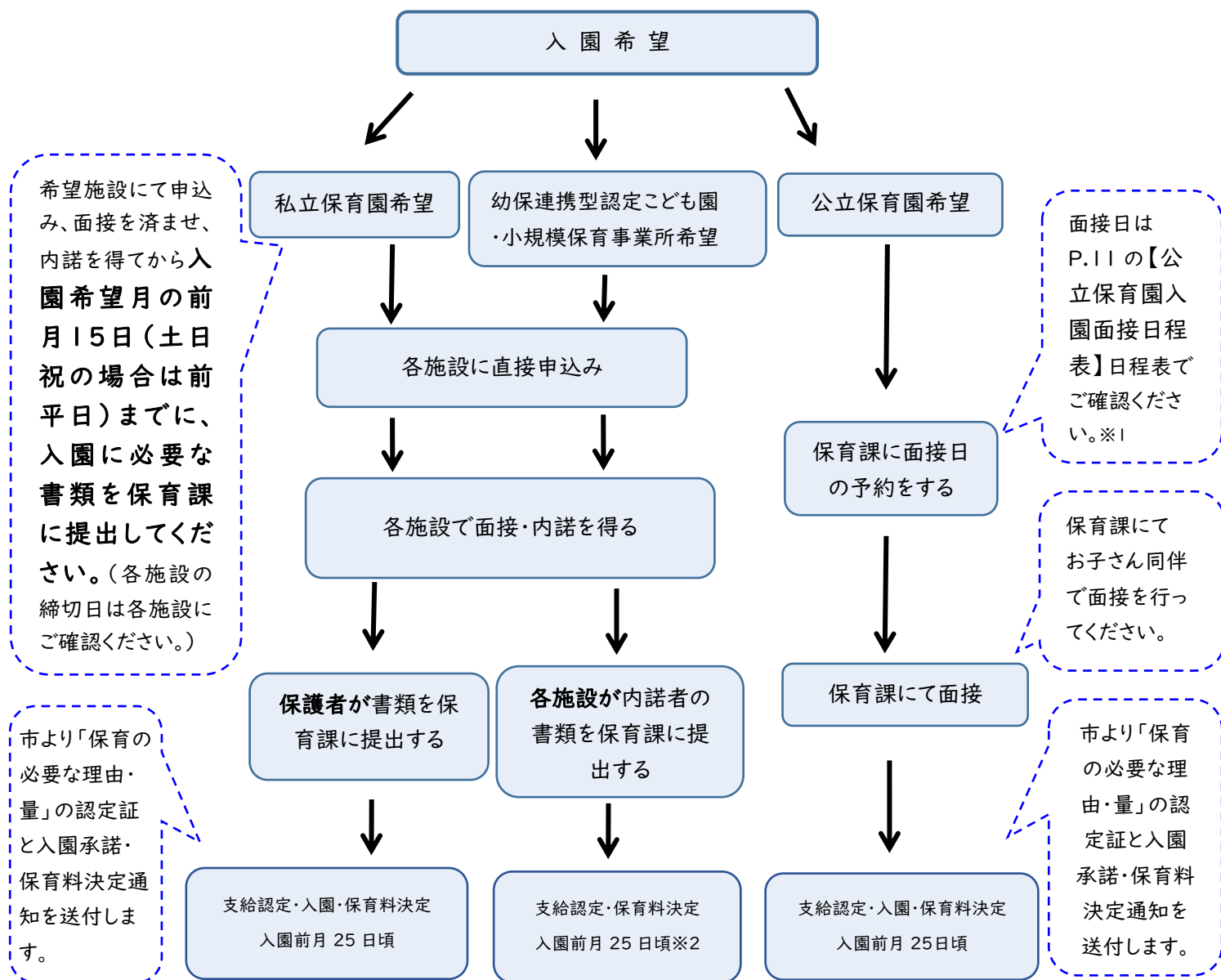
(2) その後施設で面接をし、入園承諾が出た場合は、P.16～17「14.2・3号認定の入園(新規)に必要な書類」を施設に提出してください。

※ 提出された書類は、施設から保育課へ提出されますので、保護者は入園希望月の前月15日までに施設での面接、書類の提出を済ませてください。

③ 市外の保育園、認定こども園(保育認定での入園)、小規模保育事業所等

※ 園所在地の市区町村によって異なります。園所在地の市区町村にお問合せのうえ、我孫子市保育課にご連絡ください。なお、我孫子市外に転出予定の場合は、転出先自治体へ直接申込みください。

10-5.令和9年5月以降の保育園等入園の流れ



※1 公立保育園希望の場合は、面接日（遅くとも最終面接日）までに書類がすべて提出されない場合は利用調整できないため、入園希望月の翌月以降の入園となります。

※2 幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所の場合は、認定証・保育料決定通知のみを送付します。

【公立保育園ご希望の方の面接について】

- ・我孫子市役所 保育課（西別館2F）にて行います。
- ・面接時間は30分前後です。（事務職＋看護職による面接）
- ・入園するお子さんも同伴してください。
- ・保護者の方は父または母、いずれかが来庁いただければ結構です。
- ・面接記録表、保育園生活説明書を我孫子市ホームページからダウンロードし、ご記入いただいた書類と母子健康手帳を面接時に持参してください。
- ・面接を申込みいただく際に、お子さんの健康状況・発達状況を確認いたします（状況によっては追加の書類が必要な場合もあります）。

11.小規模保育事業所の入園について

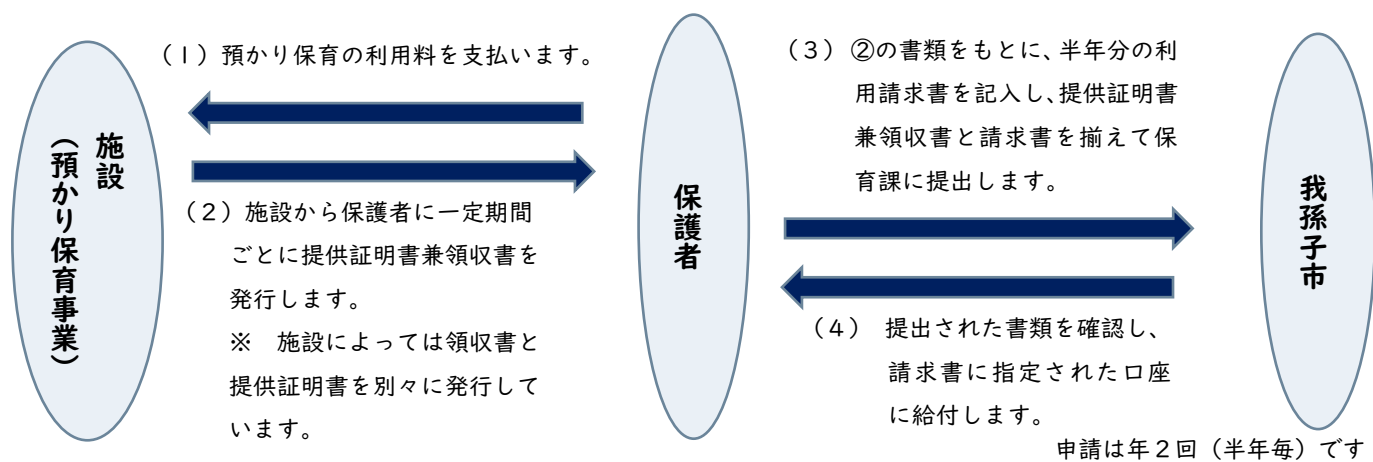
保育園と同じ申請方法です。以下をご確認ください。

申請月	申請方法	申請書類
4月	P.7～8「10-1.令和9年4月保育園等入園の申込み」参照	P.16～17「14.2・3号認定の入園（新規）」
5月以降	P.11～12「10-4.令和9年5月以降の保育園等入園の申込み」参照	申込みに必要な書類について」参照

12.預かり保育について（施設等利用給付 新2・3号認定）

施設等利用給付認定の2号または3号（以下新2号または新3号）を受けた方への預かり保育料分の施設等利用費は、一度施設に預かり保育料をお支払いいただいた後、後日市から保護者へ償還払いいたします。給付を受ける方は、以下のとおり利用期間ごとに請求手続きを行ってください。

① 手続きの流れ



② 市への提出書類

(1) 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書（預かり保育事業分）

※ 一定期間ごとに在園する施設より発行されるものです。

(2) 施設等利用費請求書（預かり保育事業分）

※ 園から発行された「提供証明書兼領収書」と記入例をもとに正確に記入してください。

※ 請求書の書式は、市のホームページからダウンロードできます。

③ 提出期限・支払日

	預かり保育の利用月	提出期限	支払日（予定）
令和9年度	4～9月分	令和9年10月29日（金）	11月下旬
	10～3月分	令和10年4月21日（金）	5月下旬

④ 給付の対象費用及び給付額

・対象費用：新2号・新3号認定期間中の施設の預かり保育の利用料

※ 預かり保育の利用料以外のおやつ代やキャンセル料等は対象外となります。

・給付額の算定：月毎に490円×預かり保育の利用日数を給付上限額として、実際に幼稚園に支払った預かり保育料と比較し、低い方を給付します。（月額上限は新2号が12,300円、新3号が17,700円です。）

⑤ 注意事項

認定期間中、転職・退職により年度の途中で施設等利用給付第2号または3号の要件が喪失する（一時的を含む）場合は、それ以降の預かり保育利用分について、給付の対象外となります。また、保育要件を喪失している期間は、給付済みの給付費に関しても返還していただきますので、認定要件に変更がある場合は、変更前にお手続きが必要です。

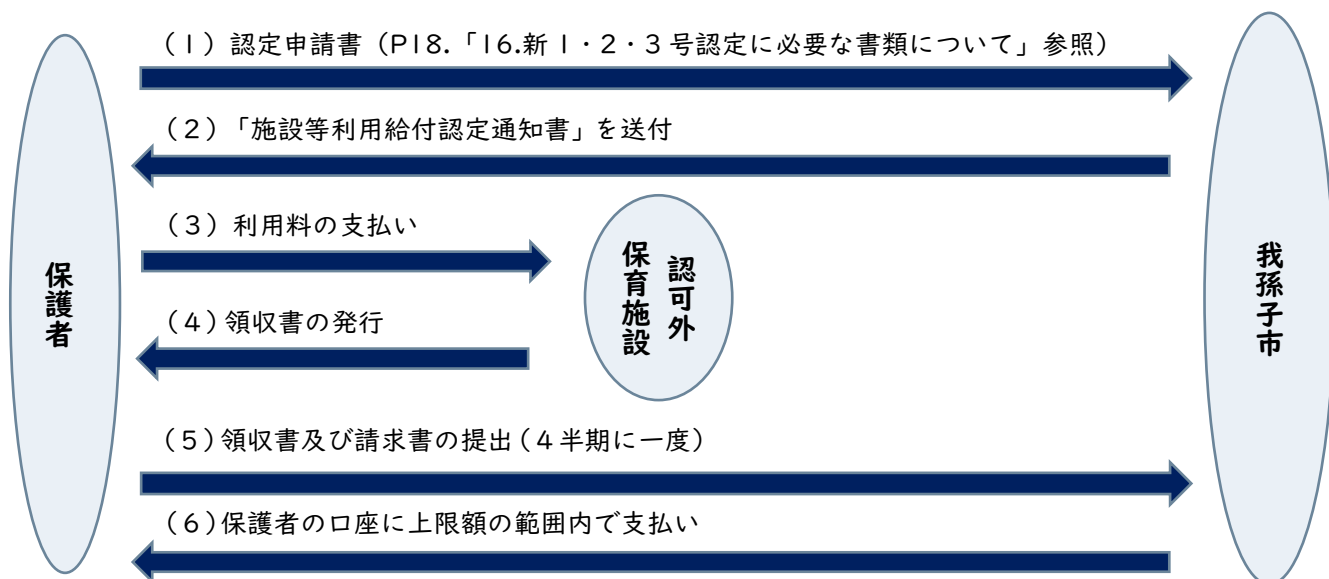
13.認可外保育施設の利用について

基準を満たす認可外保育施設等を利用し、新2号又は新3号に認定されている保護者が支払う保育料について、上限額までの範囲で無償化されます。

① 無償化の上限額(月額)

- ・新2号認定・・・40,300円
- ・新3号認定・・・45,700円

② 利用の流れ



③ 認定に必要な申請書類

- ・認可外保育施設等を希望する理由書
- ・P.18「16.新1・2・3号認定に必要な書類について」の該当書類

④ 注意事項

- ・給付を受けることができるのは、認定の有効期間内に限ります。
- ・月の途中で市区町村間の転入出があった場合や、入退所があった場合は、月額上限額を日割りで計算します。
- ・給付認定後、施設利用中に認定事由の認定期間が終了する(妊娠・出産要件等、認定有効期間が区切られている)場合は、期間終了前に認定の変更手続きが必要となります。
- ・認定開始後、一定期間以上就労していない等、保育の必要性を確認できない場合は、認定取消となります。
- ・認定期間中、転職・退職により年度の途中で施設等利用給付第2号または新3号の要件が喪失する(一時的を含む)場合は、それ以降の預かり保育利用分について、給付の対象外となります。また、保育要件を喪失している期間は、給付済みの給付費に関しても返還していただきますので、認定要件に変更がある場合は、変更前にお手続きが必要です。

14.2・3号認定の入園（新規）申込みに必要な書類について

※ 必要書類は、我孫子市ホームページ「保育園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所の書式ダウンロード」から印刷できます。

① 保育園入園申込書

（保育園用の書類ですが、幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所の利用を希望する方は、4月入園のみ必要です。）

② 子どものための教育・保育給付 認定申請書

③ 家庭状況調査票

④ 重要事項確認及び同意書

⑤ 保育を必要とする状況を証明する書類【表1】

⑥ 該当する場合のみ必要となる資料【表2】

⑦ 児童の健康状況調査票（4月入園のみ）

⑧ 提出書類チェック表（4月入園のみ）

⑨ 保育園生活説明書（公立保育園希望の方のみ）

⑩ 面接記録表（公立保育園希望の方のみ）

書式ダウンロード



※ 申込書に添付されている書類のみで利用調整を行います。必要書類が添付されていない場合は利用調整上不利になることがありますので、既に在園児がいる等の場合でも必要書類はすべて添付してください（開業届の写し、（非）課税証明書等含む）。

※ 保育を必要とする状況を証明する書類等、証明された内容について、必ずご自身で確認のうえ提出してください。

※ 一度提出された書類等の返却はできません。また、我孫子市で複写サービスは行っておりません。申込書等の写しが必要な場合は、事前にご自身で写しを取り、保管してください。

※ 提出された書類等は、保育園入園申込みに利用するものであるため、必要書類等を我孫子市の他の手続きに利用することはできません。

※ 兄弟で申込みする場合、③～⑥、⑧、⑨は、ご家庭で1部で結構です。

【表1】対象者：父・母

事 由	必 要 書 類
月64時間以上の就労	就労証明書 ※ 証明日から6か月以内のもの 次に該当する場合は上記に加えて下記のいずれかの書類が必要 ・自営業者の場合（個人事業主の開業届出書の写し、その他自営業の証明となるもの） ・農業従事者の場合（農地台帳の写し等） ・派遣社員の方で派遣先が未定の場合 「現在派遣先に内定しており、入園が決定次第、派遣先が確定する旨」の事業主発行の証明（確約書）（派遣先、就労開始日、月の勤務時間が明記されているもの）
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日を記入したページ） ※双子以上の場合はその旨がわかるページをあわせて提出ください。
保護者の疾病・障害	診断書（市所定の様式） ※ 証明日から6か月以内のもの 又は 障害者手帳等※1の写し（交付を受けた方のみ）
同居家族の介護・看護等	① 介護・看護状況申告書（市所定の様式） ② 介護保険被保険者証（要介護1～5） 又は 診断書（市所定の様式） ※ 証明日から6か月以内のもの
災害復旧	り災証明書 など
就学	在学証明書及びカリキュラム表
求職活動（1か月間）	入園後1か月以内に 求職活動状況報告書、子どものための教育・保育給付認定申請書、就労証明書 ※ 1か月以内に就労を開始してください。

※1 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をさします。

【表2】

家庭の状況	必要書類
ひとり親家庭の場合 (住民票上、かつ居住実態も別である事)	戸籍謄本または離婚届受理証明書 離婚調停中であれば、事件係属証明書 又は 呼出状等の写し ※ 証明日から6か月以内のもの
◎身体障害者手帳、◎精神障害者保健福祉手帳 ◎療育手帳の交付を受けている方が同居している場合	該当する手帳の写し
◎特別児童扶養手当の受給対象児童、◎障害基礎年金の 受給者が同居している場合	該当する受給証明書の写し
生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書 ※ 証明日から6か月以内のもの
令和8年(令和9年)1月1日に <u>我孫子市外</u> に住民登録がある場合	令和8年度(令和9年度)市区町村民税(非)課税証明書 (所得・所得割額・扶養の有無が確認できるもの)※1、2、3
令和7年(令和8年)中、海外に住み、収入があった場合	① 勤務先発行の海外での給与支払証明書等 ② 所得控除の対象となる社会保険料、生命保険料等の控除証明書(払込証明書)
外国籍の方	保護者の在留カードの写し(表と裏) ※ 就労証明書を提出する方、求職活動を行う方は、就労条件の確認のため、必ず提出が必要です。
転入予定の方(申込み時点で <u>我孫子市外</u> に住民登録がある方)	① 転入に関する誓約書 ② <u>令和8年度(令和9年度)市区町村民税(非)課税証明書</u> (所得・所得割額・扶養の有無が確認できるもの)※1、2、3 ③ (1) 祖父母宅に同居予定の場合 ・同居予定申立書 (2) 上記以外の場合 ・転入先の住所と転入時期(入園前月末までの転入)がわかる賃貸契約書・建物の売買契約書・施工工事請負契約書等の写し
二世帯住宅にお住まい方(住む予定の方)	世帯状況申立書(二世帯住宅)
65歳未満の祖父母と同居の場合(二世帯住宅を除く)	65歳未満の祖父母について、保育を必要とする状況を証明する書類※4

※1 令和9年8月以前に入園の方は令和8年度・令和9年度市区町村民税課税証明書の2年分が必要です。

令和9年9月以降入園の方は令和9年度市区町村民税課税証明書のみをご用意ください。

※2 父母、同居の祖父母のマイナンバーがわかる書類(番号確認書類)及び申請に来た方の本人確認書類を我孫子市保育課窓口にご持参いただければ、課税証明書の提出は原則不要です。ただし、マイナンバーによる情報連携では把握できる情報に限りがあることから、保育料決定にあたっての必要事項を確認できない場合には、課税証明書の提出を依頼することがあります。

※3 マイナンバーによる情報連携では把握できる情報に限りがあることから、4月入園を申込みする際は、(非)課税証明書を必ずご提出ください。ご提出がない場合、利用調整で不利になる場合があります。

※4 住民基本台帳システムや他の提出物で住所に65歳未満の祖父母がいると判断され、上記書類の提出がない場合、利用調整で減点となります。

15.1号認定に必要な書類について

※我孫子市ホームページ「幼稚園・幼稚園型認定こども園・市外認定こども園の書式ダウンロード(1・2・3号)」から印刷できます。

認定区分	認定に必要な申請書類
1号	① 子どものための教育・保育給付 認定申請書 ② 家庭状況調査票 ③ 重要事項確認及び同意書 以下に該当する場合のみ必要となる書類(P.17【表2】参照) ・ひとり親 ・生活保護世帯 ・令和8年(9年)1月1日に我孫子市以外に住民登録があった場合 ・令和7年(8年)中海外に住み収入があった場合 ・二世帯住宅に住んでいる(住む予定の)場合

書式ダウンロード



16.新1・2・3号認定に必要な書類について

※我孫子市ホームページ「施設等利用給付(幼稚園・認可外保育施設等)の書式ダウンロード(新1・2・3号)」から印刷できます。

認定区分	認定に必要な申請書類
新1号	① 施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号※) ② 家庭状況調査票 ③ 重要事項確認及び同意書 以下に該当する場合のみ必要となる書類(P.17【表2】参照) ・ひとり親 ・生活保護世帯 ・令和8年(9年)1月1日に我孫子市以外に住民登録があった場合 ・令和7年(8年)中海外に住み収入があった場合 ・二世帯住宅に住んでいる(住む予定の)場合
新2号 新3号	① 施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2・3号※) ② 家庭状況調査票 ③ 重要事項確認及び同意書 ④ 保育の必要性を証明する書類・・・P.16【表1】 以下に該当する場合のみ必要となる書類(P.17【表2】参照) ・ひとり親 ・生活保護世帯 ・令和8年(9年)1月1日に我孫子市以外に住民登録があった場合 ・令和7年(8年)中海外に住み収入があった場合 ・二世帯住宅に住んでいる(住む予定の)場合

書式ダウンロード



※ 新1号と新2・3号は申請書の様式が異なります。該当の用紙をご使用ください。

17.配慮を必要とするお子さんへの対応について(公立保育園)

【アレルギーや疾患、発達面で配慮を必要とするお子さんへの対応】

食物アレルギーのあるお子さんへの対応

○公立保育園に入園を希望される方で、保育園の給食及びおやつにおいて、食物アレルギーの対応を希望される方は、保護者による所定の書類(「食物除去依頼書」「食物アレルギーに関する調査票」)と医師による所定の書類(「保育園におけるアレルギー疾患生活管理表・保育園給食で除去する食品」)の提出が必要です。入園決定後に行われる面接や入園説明会などで必要となります。

○書類の作成には、時間を要することがありますので、入園申込み時にご相談ください。

○食物アレルギーの対応は、基本「除去食」となります。

○食物アレルギーの対応において、制限食品に調味料を含む場合や、制限食品が複雑多岐にわたり、給食での対応が困難な場合には、保護者がその一部またはすべてを持参していただく場合(弁当の持参)もあります。

疾病・アレルギー等の健康面で配慮を必要とするお子さんへの対応

○保育園で受け入れができるのは、集団保育が可能であることが条件になります。

○入園希望園で面談をしてもらう場合があります。

○お子さんの健康状況について、医師による所定の書類(「保育園生活に関する意見書」「保育活動一覧表」「投薬指示書」)等の提出が必要です。

○お子さんの体調によっては、園との話し合い後の受け入れとなります。入園決定まで時間がかかることがあります。保育課に早めの相談をお願いします。

○入園希望園で園庭開放日の利用や保育園見学を行い、園の様子を知っていただければと思います。

薬を必要とする場合

○原則として薬は、お預かりしていません。

○保育園生活の中で薬の使用が必要と認められる場合のみ、最小限の薬をお預かりします。

発達面で配慮を必要とするお子さんへの対応

○お子さんの発達や健康状況に心配がある方は個別にご相談をお受けしています。

○保育園で受け入れができるのは、集団保育が可能であることが条件になります。

○医療機関や療育施設等への案内をさせていただく場合があります。

○入園希望園で面談をしていただく場合があります。

○医師による所定の書類(「保育園生活に関する意見書」「保育活動一覧表」「投薬指示書」)等の提出が必要です。

○事前に相談や面接を行わなかった場合や、受け入れ体制が整わない場合には、入園決定まで時間がかかることがあります。保育課に早めの相談をお願いします。

○入園希望園で園庭開放日の利用や保育園見学を行い、園の様子を知っていただければと思います。

※我孫子市ホームページ「保育園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所の書式ダウンロード」から印刷できます。

私立保育園では、対応が異なりますので
各園にご相談・お問い合わせください。



書式ダウンロード

18.保育認定の取消し、利用解除について

- ① 保育認定の入園、また教育から保育への認定への変更に係る審査は、保護者の保育を必要とする事由により点数付けし、利用調整を行います。この審査における公平性を確保するため、利用調整時の基準に基づく要件及び点数は、一定期間継続すべきものになります。申込み書類で示された状況が1か月間継続せずに変更となった場合は、正当な理由がある場合を除き、入園及び認定取消または利用解除となります。
- ② 入園決定後に申請時と状況が変わった場合（就労で申請したが、退職や転職をした場合など）は、入園及び認定取消または利用解除となります。

19.利用者負担額（保育料）について

※ 保育園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所

保育園の運営に要する費用は、利用者負担額（以下「保育料」という）によって賄われますが、国・県・市が不足分を負担しています。保育料は、児童福祉法により保護者（扶養義務者）に負担していただくもので、入園と同時に納付義務が生じます。その額は世帯にかかる市区町村民税所得割額によって決まり、一律ではありません。（保育料月額表をご覧ください。）

保育料は公立・私立ともに同額です。ただし、延長保育料（適用時間帯、料金は園により異なる）、教材費等、給食費、保育料以外の諸経費は別途負担となります。詳細は直接園へお問い合わせください。

【保育料の無償化】

- ・3歳児クラスから5歳児クラスのすべての子どもの保育料が無償となります。
- ・0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの保育料は、市民税非課税世帯は無償となります。また、第3子以降は無償となります。
- ・保育料以外の実費部分は保護者負担となります。

【我孫子市独自の保育料軽減制度（令和9年4月実施予定）】

物価高騰の影響を受ける多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和9年度に次の支援を実施する予定です。なお、制度の実施については、令和9年度当初予算案の市議会での可決・成立を前提としています。予算案の審議結果等により、内容や実施時期を変更する場合があります。

<第3子以降の保育料無償化>

0歳児クラスから2歳児クラスの第3子以降の子どもについては、上の子の年齢や保護者の所得にかかわらず、保育料が無償となります。

【保育料の決定】

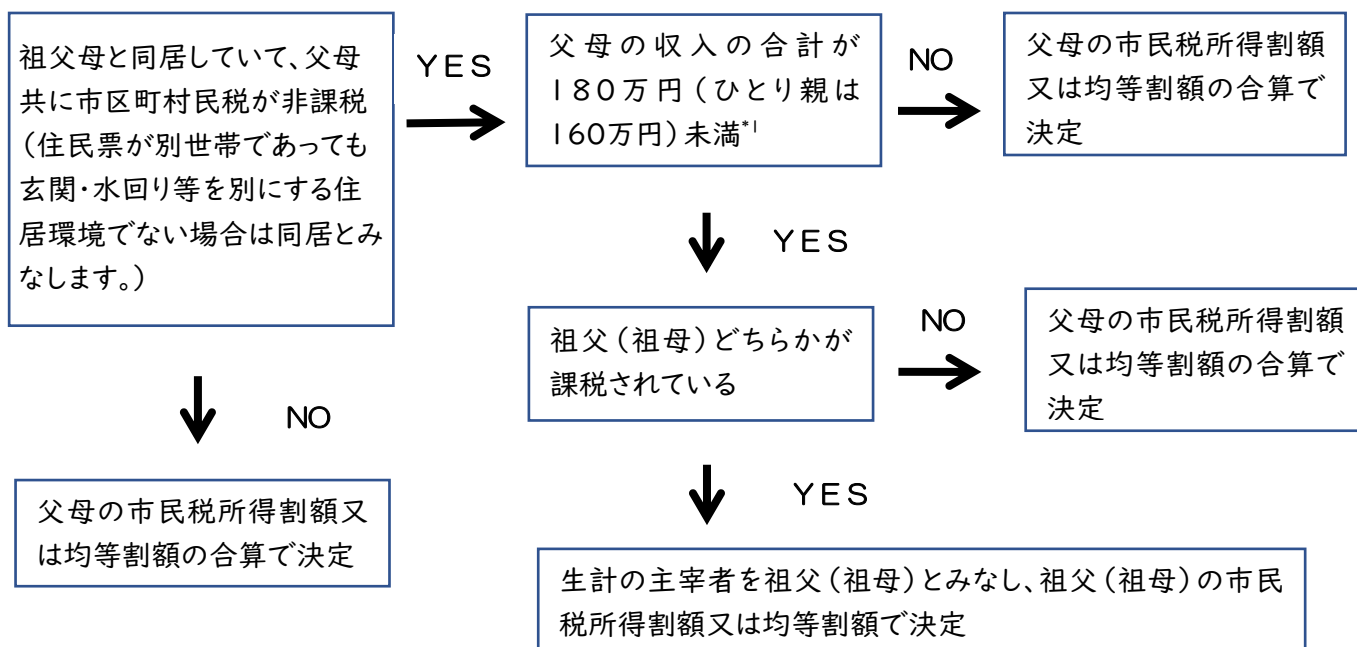
- ・令和9年4月から8月分の保育料：令和8年度市区町村民税（所得割額）により決定
- ・令和9年9月から令和10年3月分の保育料：令和9年度市区町村民税（所得割額）により決定
 - ※ ただし、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除等の税額控除については、保育料の算定上、控除の対象となりません。
 - ※ 令和9年度の保育料は、令和9年4月1日の満年齢で決定いたします。年度の途中に年齢が変わっても保育料は変わりません。
 - ※ 平成30年度分から、指定都市の市民税の税率が6%から8%に変更されましたが、保育料決定にあたっては旧税率（6%）を用いて計算します。
 - ※ 住民税が未申告の場合や税資料が不足している場合は、正しい保育料計算ができないため、原則最高階層で保育料を決定いたします。
 - ※ 修正申告や世帯構成の変更で対象税額が変わった場合は現年度に限り、遡って保育料を変更します。我孫子市保育課までご連絡ください。なお、副食費の免除と徴収に関しては遡りません。

【保育料算定対象者】

原則、保育料は父母の市区町村民税所得割額（以下「市民税所得割額」）又は均等割額の合算で決定します。

【祖父母と同居している方】

父母とも（ひとり親の場合父又は母）が**非課税**の場合は下記の条件により、祖父又は祖母の課税額で保育料を決定いたします。



※1 提出された書類で収入が分からない場合は、追加で書類を求めることがあります。また、父母の収入額が不明な場合は、祖父（祖母）の市民税所得割額又は均等割額で保育料を決定します。



我孫子市保育料表

20.副食費について

給食費は保護者の実費負担ですが、以下に該当する場合は給食費のうち主食（お米、麺、パン等）以外の副食（おかず等）の食材費である「副食費」について免除（施設により上限あり）されます。
対象期間ごとに市で対象者を判定し、対象者のみに通知します。

【1号、新1・新2・新3号認定の方（在園する園が給食を提供している場合に適用）】

- (1) 対象者（以下の①、②のいずれかの要件を満たす世帯又は園児）
 - ① 市区町村民税所得割額世帯合算額が77,101円未満
 - ② 第3子以降の園児
- (2) 副食費の給付方法
 - ① 1号認定
基準額を上限に免除になります（副食費が基準額を超える場合、超えた金額は保護者負担になります）。
 - ② 新1・2・3号認定
償還払いになります。園に支払った後、半年ごとに市に申請いただくと、ひと月の基準額を上限に保護者に給付します。

【3歳児以上の2号認定の方】

- (1) 対象者（以下の①、②のいずれかの要件を満たす世帯又は園児）
 - ① 市区町村民税所得割額世帯合算額が57,700円未満。ただしひとり親世帯については世帯市民税所得割額77,101円未満。
 - ② 第3子以降の園児
 - (2) 副食費の給付方法
免除となります。
- ※ 0歳児クラスから2歳児クラスにおいては、非課税世帯が対象となりますが、給食費は保育料に含まれているため保育料で無償化となっています。

【副食費免除の判定】

- ・令和9年4月から8月分の副食費：令和8年度市区町村民税（所得割額）により決定
- ・令和9年9月から令和10年3月分の副食費：令和9年度市区町村民税（所得割額）により決定
 - ※ ただし、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除等の税額控除については、副食費免除の判定上、控除の対象となりません。
 - ※ 平成30年度分から、指定都市の市民税の税率が6%から8%に変更されましたが、副食費免除の判定にあたっては旧税率（6%）を用いて計算します。
 - ※ 住民税が未申告の場合や税資料が不足している場合は、副食費徴収として決定いたします。
 - ※ 修正申告や世帯構成の変更で対象税額が変わった場合は我孫子市保育課までご連絡ください。なお、副食費の免除と徴収に関しては遡りません。

対象期間 (令和9年度)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定の根拠	令和8年度市区町村民税（所得割額） （令和7年中の所得に基づく）					令和9年度市区町村民税（所得割額） （令和8年中の所得に基づく）						
通知時期	令和9年3月					令和9年8月						

21.我孫子市保育園等一覧

園 名			定 (名)	所 在 地	電 話 市外局番(04)	入 月	所 産休明 け予約	育休明 け予約	一時預 かり	開園時間	駐車場
公 立	公 立 保 育 園	寿	170	寿1-13-11	7182-9552	57日～	○	○		7:00～19:00 土曜日は18:00まで	8台
		湖北台	60	湖北台3-1-15	7188-2405	57日～	○	○		7:00～19:00 土曜日は18:00まで	5台
		つくし野	110	つくし野4-17-2	7184-8822	6ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は18:00まで	5台
私 立	私 立 保 育 園	湖 北	60	中峠1423	7188-1059	9ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は17:00まで	10台
		慈 紘	60	湖北台3-13-13	7188-0874	57日～	○	○		7:00～19:00 土曜日は17:00まで	4台
		双 葉	60	新木野1-2-28	7188-0665	8ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は17:00まで	15台
		天王台双葉 (くすの木)	120	柴崎182-16	7185-0555	8ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は17:00まで	18台 (5台)
		川村学園女子大学附属	120	下ヶ戸997-2	7183-5995	6ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	50台
		アンジェリカ	90	我孫子2-8-1	7181-8500	6ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	2台
		つばめ	20	中峠3047-1	7187-5005	57日～	○	○		7:00～19:00 土曜日は17:00まで	8台
		禮 和	60	布佐1857-10	7189-0879	6ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	75台
		ぼけっとランドあびこ	120	我孫子1-19-13	7184-5700	57日～				7:00～20:00 土曜日は17:00まで	
		天王台さくら	80	柴崎台4-9-7	7197-7093	6ヶ月～				7:00～20:00 土曜日は17:00まで	2台
		めばえの森	150	白山2-7-5	7151-2388	8ヶ月～				7:00～19:00 土曜日は17:00まで	4台
		あびこ菜の花	100	台田2-2-8	7186-7087	6ヶ月～				7:00～20:00	10台
		聖華みどり	120	緑1-6-2	7182-1059	57日～	○	○		7:00～20:00 土曜日は18:00まで	8台
		東あびこ聖華	120	東我孫子1-9-31	7183-3165	6ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は18:00まで	10台
		天王台ななほ	70	柴崎133-2	7186-7740	6ヶ月～			○	7:00～19:00 土曜日は18:00まで	7台程度
		ミルキーホーム 天王台園	70	柴崎台1-1-47	7181-0011	57日～			○	7:00～19:00	7台 (園外)
		根 戸	80	根戸967-2	7182-5572	6ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は18:00まで	4台
	認 定 幼 保 連 携 型 こ ど も 園	布 佐 宝	85 〔1号認定:15 2・3号認定:70〕	布佐2318	7189-2799	6ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は17:00まで	10台
		恵愛こども園	125 〔1号認定:15 2・3号認定:110〕	湖北台8-17-9	7188-7771	6ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	13台
		柏 鳳	97 〔1号認定:7 2・3号認定:90〕	中峠台30-9	7188-3338	7ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	14台
		わかくさこども園	95 〔1号認定:25 2・3号認定:70〕	中里463	7188-2026	9ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は17:00まで	25台
	小 規 模 保 育 事 業 所	ぴくしーらんど	19	天王台1-12-21	7126-0013	6ヶ月～				7:00～19:00 土曜日は17:00まで	
		連携施設	川村学園女子大学附属保育園、恵愛こども園								
		あびこ若松	19	若松170-1-1A	7136-1845	6ヶ月～				7:00～19:00	
		連携施設	アンジェリカ保育園、柏鳳保育園、禮和保育園、布佐台幼稚園								
		我孫子さくらっ子	19	寿1-3-27	7170-0208	6ヶ月～				7:00～20:00 土曜日は17:00まで	1台
		連携施設	アンジェリカ保育園、天王台さくら保育園								

幼稚園型認定こども園も2号認定の児童を受入れています。我孫子市ホームページの幼稚園一覧をご参照ください。
※産休・育休明け予約の対象は、0歳児のみです。

22.保育園等の空き状況・必要書類記入例

保育園の空き状況・必要書類記入例につきましては、我孫子市ホームページでご覧いただけます。

【令和9年度4月入園の空き状況】

【令和9年度5月以降入園の空き状況】



※ 令和9年度5月以降の空き状況につきましては、入園希望月の前々月16日以降に、ホームページに掲載する予定です。

23.入園、認定についての Q&A

【幼稚園（1号認定）に関すること】

	Q	A
Q1	1号認定と新2号認定の違いは何ですか。	1号認定は、「教育・保育給付認定」の教育認定を意味し、施設型給付を受ける幼稚園では、全員がこの1号認定を申請する必要があります。1号認定を受けることにより保育料が無償となります。 新2号認定は、「施設等利用給付認定」の保育認定を意味し、保育を必要とする事由に該当し、かつそれを証明する書類を提出する必要があります。新2号の認定を受けることにより預かり保育料が無償化の対象（月額上限あり）となります。 なお、保育を必要とする事由に該当する場合でも、預かり保育を利用されない方は、給付の対象となる預かり保育料が発生しないため、新2号認定を申請する必要はありません。
Q2	入園後、就労が決まったので、月途中から新2号認定を申請することはできますか。	可能です。 認定申請書を提出した日もしくは就労開始日のどちらか遅い日から新2号認定へ変更できます。ただし、書類に不備があると、認定できない場合もありますのでご注意ください。 ※ 就労等の事由で新2号認定の方が月の途中で新2号認定の事由がなくなった場合は、その翌日から認定取り消しとなります。認定変更（出産、就職・求職の予定等）がある場合は、早めに幼稚園へご相談ください。
Q3	市外へ転出しても同じ幼稚園へ通い続けさせたいのですが、引き続き無償化の対象になりますか。	対象になります。 ただし、転出すると本市での認定は終了しますので、転出先の市区町村へ新たに認定申請を行っていただく必要があります。転出される際は、お早めに幼稚園へ連絡していただき、認定申請手続きに関する確認を行ってください。

【幼稚園（新1・2・3号認定）に関すること】

	Q	A
Q1	新1号認定と新2号認定の違いは何ですか。	新2号認定は、保育料・入園料の無償化に加え、預かり保育料が無償化の対象（日額上限あり）となります。新2号認定を受けるには、保育を必要とする事由に該当し、かつ、それを証明する書類を提出する必要があります。 なお、保育を必要とする事由に該当する場合でも、預かり保育を利用されない方は、給付の対象となる預かり保育料が発生しないため、新2号認定へ申請する必要はありません。
Q2	新1号認定で入園後、就労が決まったので、月途中から新2号認定へ変更することはできますか。	可能です。 認定申請書を提出した日もしくは就労開始日のどちらか遅い日から新2号認定へ変更できます。ただし、書類に不備があると、認定できない場合もありますのでご注意ください。 ※ 就労等の事由で新2号認定の方が月の途中で新2号認定の事由がなくなった場合は、その翌日から認定変更となります。認定変更（出産、就職・求職の予定等）がある場合は、早めに幼稚園へご相談ください。
Q3	市外へ転出しても同じ幼稚園へ通い続けさせたいのですが、引き続き無償化の対象になりますか。	対象になります。 ただし、転出すると本市での認定は終了しますので、転出先の市区町村へ新たに認定申請を行っていただく必要があります。転出される際は、お早めに幼稚園へ連絡していただき、認定申請手続きに関する確認を行ってください。
Q4	里帰り出産するため、幼稚園を休園したいのですが、どのような手続きを行えば良いですか。	幼稚園へ休園の手続きを行っていただき、併せて「施設等利用給付認定申請内容変更届」を提出してください。なお、幼稚園の休園期間中は幼稚園の利用がないため、幼稚園の利用料は無償化の対象になりませんので、ご注意ください。 ※ 里帰り先で幼稚園等の利用を検討している場合は、事前に市へご連絡ください。

【認定こども園に関すること】

	Q	A
Q1	1号認定と2号認定とで利用時間は違いますか。	違います。 1号認定の子どもは、「教育標準時間」（1日4～5時間が標準）、2号認定の子どもは、保育を必要とする事由や状況により、「保育短時間」（1日8時間まで保育を利用）、「保育標準時間」（1日11時間まで保育を利用）となります。 ※ ただし、利用できる時間は、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります。
Q2	1号認定でも預かり保育を利用できますか。	ご利用いただけます。 実施時間や利用料については、我孫子市ホームページ「我孫子市内認定こども園一覧」に掲載しています。ご利用の詳細については、各園にお問い合わせください。

Q3	1号認定で入園していますが就労が決まったので月の途中で認定の変更はできますか。	可能です。 認定申請書及び保育の必要性を証明する書類等を提出した日から認定の変更が可能となります。ただし、書類に不備があると、認定できない場合もありますのでご注意ください。 ※同様に、就労等の事由で2号認定の方が月の途中で2号認定の事由がなくなった場合、事由がなくなった翌日から認定変更となります。認定変更（出産、就職・求職の予定等）がある場合は、早めに園にご相談ください。
Q4	市外の認定こども園は利用できますか。	ご利用いただけます。 1号認定をご希望の場合は、市内園を利用するときと同様の書類をご希望の認定こども園へ提出してください。 2号認定をご希望の場合は、我孫子市を介して該当の市区町村への申込み（管外協議）が必要となりますので、我孫子市へお問い合わせください。
Q5	育児休業中に1号認定で4月入園しました。4月20日から育児休業での2号認定に認定変更できますか。	できません。 保護者の状況に客観的な変化がある（あった）場合は認定変更することができます。お問い合わせのケースでは、保護者の状況に変化はないため、認定変更の対象とはなりません。
Q6	配偶者が就労を開始するため、2号認定へ変更したいと思っています。下の子は1歳で保育園等どこにも所属していませんが、就労する時は近隣に住む祖父母に預かってもらう予定です。認定変更は可能でしょうか。	状況によります。 在園児が下のお子さんと同じく、教育時間終了後、祖父母に預かってもらえるようであれば、保育を必要とする事由には該当しないため、2号認定対象ではありません。しかし、何らかの事情で在園児は祖父母に預かってもらえないということであれば、保育を必要とする事由に該当する可能性がありますので、その状況を記入した申立書を提出することにより、認定変更の申請をすることができます。
Q7	10月1日に育児休業から復職するため、2号認定に認定変更をしたいと考えています。下の子は9月からならし保育で保育園に入園するので、2号認定開始希望日は下の子の入園日で良いですか。	いいえ。 認定はあくまでも復職日からになります。

【保育認定（2・3号認定）に関すること：通年】

	Q	A
Q1	何歳児のクラスになりますか。	各年度当初の4月1日時点の年齢によりクラスが決まります。 また、年度途中で誕生日を迎えても、年度末までは4月1日時点の年齢のクラスです。
Q2	いつ時点で入所可能月齢を満たしていれば保育園の申込みができるのですか。	入園希望月の1日時点で各園の入所可能月齢に達していれば、4月入園の申込みができます。（例）令和9年4月16日で生後6か月になるお子さんで、入所可能月齢が6か月の保育園に入園希望の場合、申込みができるのは5月入園からです。 なお、保護者（使用される労働者に限る）が産後休暇取得後、お子さんの生後57日目に復職する場合は、生後57日目に当たる月の入園申込みが可能です。

Q3	生後58日目以降に途中入園することはできますか。	できません。 月途中の入園は、産後休暇取得後、お子さんの生後57日目に復職し、生後57日目に入園される場合のみです。その他は毎月1日入園になるため、入園希望月の1日時点で入園可能月齢を満たしていることが入園申込みの条件となります。(Q2参照)
Q4	見学をしていない保育園等も希望園に記入できますか。	できます。 ただし、入園内定後に「送迎が困難」、「保育が合わない」などが無いよう、事前に園見学することをお勧めしています。また、各園の教育・保育の方針等をご理解いただいたうえでお申込みください。
Q5	園見学はどのように申し込めばよいですか。	園見学は、公立・私立ともに直接園にお問い合わせください。
Q6	入園申込書等を自宅に郵送してもらえますか。	ご自宅への郵送は行っておりません。 市ホームページからダウンロードしてください。
Q7	申込書類を提出後、提出した申込書等の写しをとることはできますか。	できません。 一度ご提出いただいた書類をお返しすることや写しをお渡しすることはできません。申込書等の写しが必要な場合は、事前にご自身で写しをとり、保管してください。
Q8	転職を考えている場合、どの就労先の就労証明書を提出すればよいですか。	入園希望月に就労する会社の就労証明書を提出してください。入園内定後、申込時と状況が変わった場合(退職や転職等)は、入園取消しとなる場合があります。
Q9	育休復帰で申込んだが、復帰せず産休に入る場合や、育休中の職場に復帰せず転職する場合等は、入園取消しになりますか。	入園取消しになります。 育休中の職場に復帰することを前提に調整加点をしていますので、他の保護者との公平性を保つため、入園取消しとなります。なお、入園取消し後、産前産後認定や、就労認定(転職先の就労)で入園を希望される場合は、改めて入園の申込みが必要です。
Q10	育休復帰で申込んだが、入園希望月よりも前に職場復帰する場合は入園取消しになりますか。	入園取消しになります。 育休中の職場に入園希望月の1日から翌月の1日までの間(産休の場合は入園希望月中)に復帰できるよう調整加点をしています。他の保護者との公平性を保つため、入園取消しになります。
Q11	育休中だが、第二子等を妊娠中のため、育休から復帰せずに産休を取得する場合、どのように申込めばよいですか。	妊娠・出産の認定ができる期間であれば、妊娠・出産の事由で申込み可能です。育休復帰で申込んだが、期間内に職場復帰しない場合は、Q10の通りとなります。
Q12	育休復帰はいつまでにすればよいですか。	育休復帰の加点をして申込んだ場合、入園希望月の1日から翌月の1日までに復職することが入園の条件です。復職後2週間以内に復職証明書を提出してください。提出がない場合は退園となります。
Q13	派遣社員の場合、どのように利用調整されますか。	入園希望月からの派遣先が確定した就労証明書(「事業所名」と「就労先事業所」が異なり、入園希望月からの勤務が証明されている)や、確約書を提出した場合は、就労の点数で利用調整を行います。ただし、派遣先未確定の場合(「事業所名」と「就労先事業所」が同一の場合や、入園希望月からの勤務が証明されていない場合等)は求職活動と同様の点数で利用調整を行います。なお、公立保育園については、求職活動での申込みはできないため、派遣先が確定した就労証明書又は確約書の提出が必要です。

Q14	有期雇用のため、就労証明書の雇用期間が入園希望月以前で切れてしまっている場合、どのように利用調整されますか。	就労証明書の No.14のうち「有」又は「有(予定)」にチェックがある場合は、就労証明書の内容で利用調整を行います。しかし、「無」又は「未定」にチェックがある場合やチェックがどこにも付いていない場合は、求職活動と同様の点数で利用調整を行います。
Q15	求職活動で申込む場合は、何を添付すればよいですか。	求職活動をする方の保育を必要とする事由を証明する書類は添付不要です。入園後原則1か月以内に「求職活動報告書」、「就労証明書」、「子どものための教育・保育給付 認定申請書」を提出してください。
Q16	就労証明書等に有効期限はありますか。	保育を必要とする事由を証明する書類(就労証明書等)は、記載された内容に変更がない場合に限り、証明日から6か月以内は有効です。申込時点で証明日から6か月過ぎている場合は証明書として取り扱えません。
Q17	入園申込書や家庭状況調査票等については、いつ時点の状況を記載すればよいですか。	入園日時点の状況を記載してください。
Q18	妊娠・出産の認定期間ですが、入園希望月の1日はまだ産休に入りません。その場合、就労の事由で申込むことはできますか。	妊娠・出産の認定期間は、職場の産前休暇の開始日に関わらず出産予定日の2か月前の日が属する月の1日から対象とします。そのため、6月が出産予定である場合は、「就労」ではなく「妊娠・出産」での申込みとなります。
Q19	入園後に産休を取得することが決まっています。育休から職場復帰するので、復職後に復職証明書を提出できれば問題ないですか。	公平な利用調整をするため、利用調整をした状況が1か月続くようお願いします。(P.20「18. 保育認定の取消し、利用解除について」参照) 申込み書類で示された状況が継続しない場合は退園となります。
Q20	我孫子市に転入後、我孫子市の保育園に入園することを希望していますが、今後出産予定です。その場合の入園承諾期間は出産日の後2か月間のみですか。	転入前の自治体で就労の認定で保育園を利用しており、かつ、転入前の保育園の退園日と我孫子市の保育園の入園日に空白期間がない場合は、妊娠・出産の認定期間後も育児休業の認定で保育園を継続して利用できます。 入園の申込時に、転入前の自治体で就労の認定で保育園を利用していることがわかる書類(認定証等)の写し、申立書(転入前の保育園名、退園予定日を保護者が記入。)を添付してください。
Q21	開業届について、税務署で收受日付印の捺印が行われなくなったが、写しの提出が必要ですか。	開業届の提出事実がわかる書類(開業届の写しや、e-Tax の受信通知等)の提出が必要です。 なお、開業届の提出事実の確認方法については、国税庁のホームページをご確認ください。

【保育認定（2・3号認定）に関すること：4月入園】

	Q	A
Q1	定員に空きがない施設も、申込書の希望園に記入できますか。	できます。 入園申込みから利用調整までの間に退園等で定員に空きが出る場合もあるため、空きがない施設も含め、希望する施設はすべて希望順に申込書に記載してください。
Q2	申込後に希望園の変更はできますか。	申込期間中であれば、保育課窓口にて変更を承ります。 本人確認のため、本人確認書類（免許証やマイナンバーカード等）をご持参ください。なお、申込期間を過ぎた場合の変更はできません。
Q3	第2希望以下の園には書類を提出しなくてよいのですか。	第2希望以下の園にご提出いただく必要はありませんが、申込書には第2希望以下の園名も記載してください。 保護者の申込書等は第1希望園から保育課に提出され、全園の申込書等を保育課で確認し、利用調整を行います。
Q4	入園申込期間後にキャンセルして他の園に申込むことはできますか。	できません。 利用調整を行い内定園が決定しています。他の保護者との公平性を保つため、申込期間後に申込をキャンセルした場合、4月入園で他の園を申込むことはできません（幼保連携型認定こども園への1号での入園申込みを含む）。また、その場合、4月分の保留通知も発行できません。 入園を希望されない場合は、必ず申込期間中に本人確認書類をご持参のうえ、保育課窓口にてお知らせください。
Q5	育休復帰で申込んだが、令和9年4月1日より前に職場復帰する場合は入園取消しになりますか。	入園取消しになります。 育休中の職場に4月1日から5月1日までの間（産休の場合は生後57日目かつ4月中）に復帰できるよう調整加点をしています。他の保護者との公平性を保つため、入園取消しになります。 なお、令和9年4月1日より前に復職する方は、書類チェック表②を「いいえ」としてお申込みください。その場合、復職の調整加点はしませんが、令和9年4月1日より前に復職しても申込時と状況が変わらないため、入園取消しになりません。
Q6	育休延長・短縮前のため、就労証明書の「復職（予定）年月日」が4月入園の期間になっていません。どうすればよいですか。	申込時の就労証明書の「復職（予定）年月日」は、4月入園の期間になっていなくても差し支えありません。P.10「10-3.令和9年4月保育園等入園に関する注意事項」②に該当する場合は、4月入園にあわせて復職するものとみなし、調整加点をします。復職後2週間以内に復職証明書を提出してください。 公立保育園の0歳児クラスの育休（産休）明け予約の申込は、復職予定日が入園月の翌月1日までに定まっていなければ申込できません。
Q7	提出書類チェック表のうち、該当しない欄は空欄でよいですか。	空欄で構いません。 ①～⑦は、提出した書類にチェックをし、⑧～⑬は、該当する場合チェックをしてください。



ご注意ください

- ・入園後 1か月間は、
入園申込時の事由が
続かないと原則退園です

利用調整は点数で優先順位付け

入園時の利用調整は、申込時の「保育を必要とする事由」などの状況を点数化して優先順位を決定

公平性の喪失

入園後すぐに事由が変わると、優先順位付けの意義や選考の公平性が失われる

1か月間続かない場合

正当な理由なく、申込時の「保育を必要とする事由」が1か月間継続しない場合は、原則退園

例外「正当な理由」

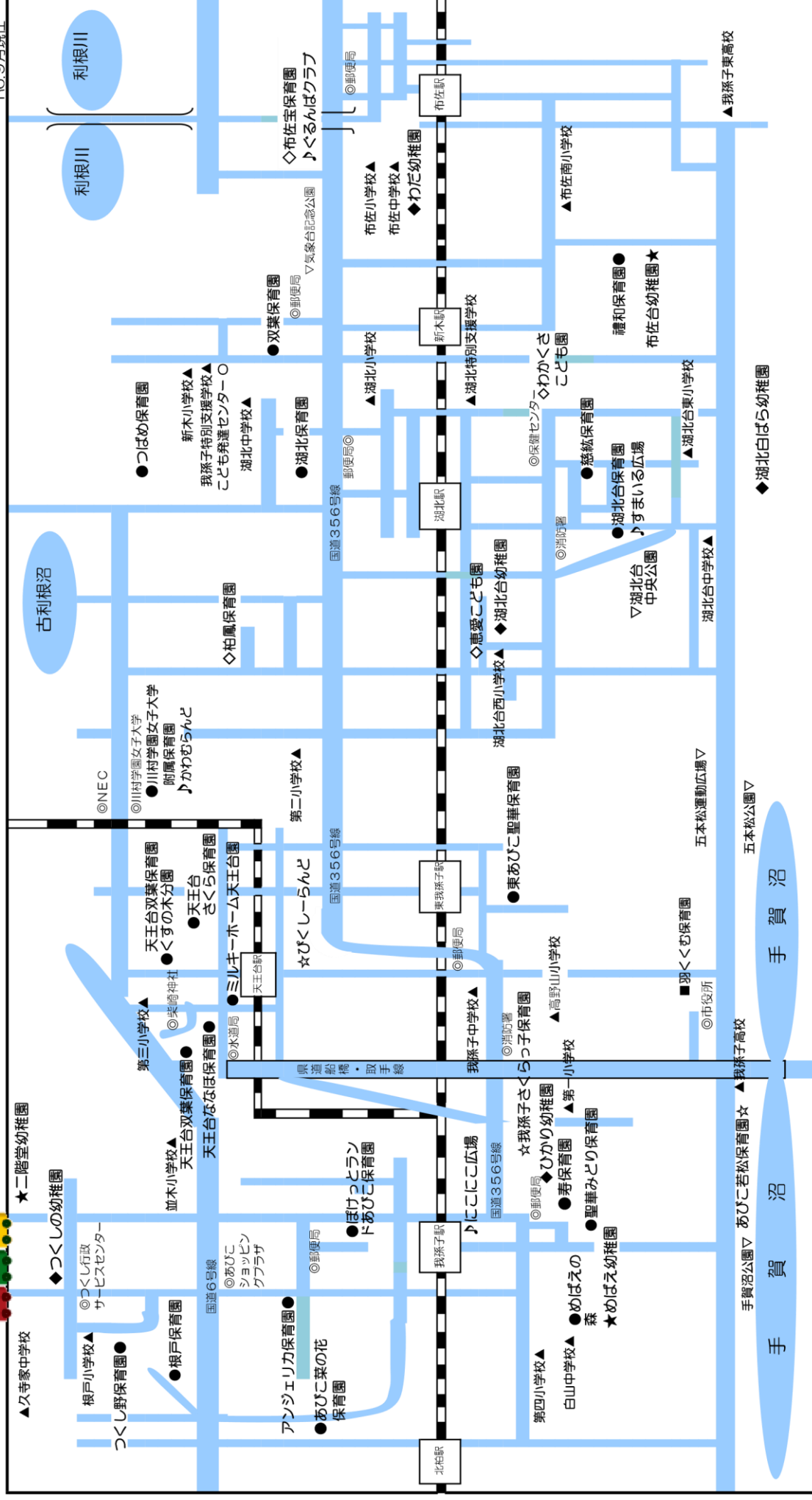
・会社の倒産 ・災害 など
自分の意思と関係がない状況の変化

入園申込時の事由が1か月間続かない場合は、必ず保育課へご相談ください。



我孫子市内幼稚園・保育施設等地図

平成29年現在



<凡例>

- 企業主導型保育施設(地域枠あり)
- ♪ 広場(子育て支援施設)
- ▲ 学校
- ▽ 公園
- ★ 幼稚園
- 保育園
- ☆ 小規模保育事業所
- ◇ 認定こども園(幼保連携型)
- ◆ 認定こども園(幼稚園型)

